

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	空の旅団
団体所在地	奈良県高市郡高取町清水谷384-46
活動の開始年月	2021年 4月
法人格	・あり・申請中・ <input checked="" type="radio"/> なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	年 月 日 所轄:
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 <input checked="" type="radio"/> 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県内
現在の活動内容	「空の旅団」は、全国高校生手話パフォーマンス甲子園や高校演劇で活躍した奈良県立ろう学校演劇部卒業生有志が発起人となり創設。現在は、ろう者と聴者と共に創る劇団として、手話パフォーマンス演劇公演やワークショップを開催し、手話言語の表現の魅力を発信し、「ろう文化の普及」と「豊かな文化価値の普及」を目的として、地域啓発と社会貢献できるよう、奈良県を拠点に活動している。
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	奈良県のイベントへの出演他、2022年1月旗揚げ自主公演以降、定期的に自主公演を企画開催。地域の方々と文化交流会やノンバーバルコミュニケーションによるワークショップを開催。毎週休日に稽古を継続して実施。
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	劇団の「『表言』の壁はない(『表』は表現『言』は言語)」をモットーに、障害の有無にかかわらず、地域とつながる文化活動への参加や、手話パフォーマンス演劇公演やワークショップなどを積極的に企画、開催し、手話言語の表現の魅力を発信するとともに、広く県民に理解と協力、支援を呼びかけていきたい。

受付番号

(様式第3号)

令和5年12月21日現在

団体役員名簿

団体名： 空の旅団

役職名	氏名	住所
団長(主宰)	綿井朋子	
副団長(副主宰・事務局長)	寺田聖人	
会計	大田 綾	
会計監査	南部拓馬	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

(様式第4号)

令和5年12月21日

団体目的等についての誓約書

団体名 空の旅団
 役職 主宰
 代表者名 綿井朋子

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、市民活動・ボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、または、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、及び、暴力団若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。

(特定非営利活動促進法第20条)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号八において同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「空の旅団」規約

(名称) 第1条

この団体は、奈良県立ろう学校演劇部OB・OGを中心に構成し、ろう者と聴者がともに創る手話パフォーマンス演劇集団「空の旅団」(以下「劇団」と表す)と称する。

(目的) 第2条

劇団は、奈良県を拠点に、演劇をとおして手話言語の表現の魅力を発信し、ろう文化の普及と豊かな文化価値の創造を目的として、地域社会への啓発活動を行うものである。

(活動) 第3条

劇団は、目的達成のため、次の活動を行う。

- ① 劇団が主催する自主公演
- ② 企画するイベントにて行う外部公演
- ③ その他、劇団の目的達成に必要な啓発活動

(劇団員) 第4条

1 劇団への参加資格

奈良県立ろう学校卒業生や関係者に限らない。またろう者に限らない。

性別・年齢・経験・居住地は問わない。

手話やろう文化の普及や啓発活動に率先して貢献しようとする意欲のある者

演劇に情熱を持ち、劇団の活動や練習に積極的に参加する意思のある者

とする。

2 劇団の構成

正劇団員と準劇団員によって構成する。

- ① 正劇団員:劇団の活動に参加している者を指し、会費を納入する。
- ② 準劇団員:休団中の劇団員や公演には参加しないが、劇団運営を補佐する劇団員を指し、会費の納入は免除する。

3 劇団員の罷免

劇団員が劇団運営を妨げていると代表が判断した場合、また舞台人としてふさわしくない行為が認められた場合、劇団代表は当該劇団員を罷免することができる。

(公演の参加者) 第5条

劇団の公演は劇団員が参加して行う。ただし必要に応じて、以下の構成員の参加を認める。

- ① 客演:他の劇団に所属し、当劇団員ではないが、公演参加費を支払い公演に参加するもの。
- ② 外部スタッフ:舞台監督、照明等特殊技能を要し、劇団員では要しない高スキルを持っている者。
公演の参加費は免除とする。
- ③ ボランティア:公演当日ほか、人手を要する活動への参加ができるもの。
公演の参加費は免除とする。

(会計) 第6条

1 劇団の会計

劇団運営のための組織会計及び公演を管理する公演会計を行う。

2 組織会計

劇団運営に係る経費を劇団員の会費、出演料、寄付、補助金等により賄い、年単位にて会計報告を行い、必要に応じて会計監査を実施する。

3 公演会計

公演に関わる諸経費をチケット収入や構成員による参加費、寄付、補助金等により賄い、公演単位で会計報告を行い、必要に応じて会計監査を実施する。

(会費、参加費) 第7条

1 劇団は劇団員に対しては会費を、また公演の参加者に対しては参加費を徴収することができる。

2 会費は社会人の場合1ヵ月4,000円とする。学生・無職は、2,000円とする。入会月から徴収する。なお、会計年度途中で休団または退団した場合会費の返金は行わないものとする。

3 参加費は、公演会計の結果をもとに公演毎に確定する。

4 第2項及び第3項によらず、劇団の代表が必要と判断した場合に、会費や参加費の変更ができるものとする。

5 交通費について、県外から公共機関で移動する劇団員また、県外から車で移動する劇団員に関しては、劇団運営費より支給する。支給金額については、劇団正構成員、あるいは客演の場合に応じて会計処理を行う。

(報酬) 第8条

主演料、公演料などは劇団として受理し、劇団運営費に計上する。個人への報酬は原則支払わないものとする。

(役員) 第9条

1 劇団に次の役員をおき、総会において選出する。なお、劇団員の構成により副代表が会計を兼務することもできる。

① 代表: 劇団を主宰し、総括する。☞ 団長(主宰)(1名)

② 副代表: 代表を補佐し、また代表が不在の場合、その職務を代行する。☞ 副団長(副主宰)(1名)

③ 会計: 組織会計および公演会計の出納事務を担当する。なお、副団長が兼務できる。(1名)

④ 監査: 劇団の業務及び会計の状況を監査する。(1名)

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 役員が家庭や仕事などの事情によりある期間休団する場合、役員以外の団員がその期間の代理を務める。

その場合、臨時総会をもって選出し、承認を得る。

4 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、劇団員の3分の2の議決により、解任することできる。その場合、

臨時総会をもって選出し、承認を得る。

① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(会議) 第10条

1 劇団運営に係る会議は、総会及び役員会とする。公演に関わる会議はこれに含まない。

2 総会は、年1回以上、代表がこれを招集し、会務を統括し次の事項を行う。

①活動に関する事項 ②規約の改正 ③役員の変更 ④事業計画並びに組織会計の収支予算及び決算

⑤その他、劇団の運営に必要な事項

3 総会は正劇団員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数により決議する。

4 役員会は、代表がこれを招集し、総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(入・退団) 第11条

劇団を入・退団しようとする者は、個人情報、肖像権及び著作権の取り扱いの同意の上、指定の入・退団届を代表あてに提出し、代表の承認を得るものとする。

また、入団希望者が、法律上未成年である場合は、必ず保護者の承諾を得、個人情報、肖像権及び著作権の取り扱いの同意の上、入・退団届を代表に提出すること。

(事務局) 第12条

劇団事務局は、代表(主宰)宅におく。

(会計年度) 第13条

会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(規約の改正) 第14条

規約改正は総会提出議案とし、出席者の3分の2の承認をもって決する。

付 則 この規約は令和3年4月1日より施行する。

この規約は令和4年4月1日より改正、施行する。

この規約は令和4年9月1日より改正、施行する。

この規約は令和5年4月1日改正、施行する。

この規約は令和5年7月23日に改正、施行する。

2022年度 「空の旅団」 活動実績

2022年

- ・7月31日(日)なら歴史芸術文化村にて手話パフォーマンス演劇公演
- ・8月20日(土)・21日(日)・27日(土)なら歴史芸術文化村主催による「手話パフォーマンスワークショップ」を実施
- ・11月28日(日)奈良県みんなで楽しむ大芸術祭まほろばあいのわコンサート出演(さざんかホール)。
- ・12月10日(土)第5回地域ふれあい文化祭出演

2023年

- ・1月29日(日)川西文化会館コスモスホールにて自主公演
- ・2月12日(日)大淀町人権フェスティバル出演(あらかしホール)

○毎週土曜日を稽古日として活動を継続。(活動の進捗状況にあわせて、随時稽古日を追加)

○随時、ワークショップ及び交流会、見学などを実施。

○随時、「空の旅団」による啓発動画をSNSに投稿。

2022年度「空の旅団」活動 収支決算書

収入の部

前年度繰越金	150,000円
会費	300,000円
寄付	150,000円
出演料	560,000円
自主公演入場協力金	329,000円
合計	1,489,000円

支出の部

運営費	会場費（稽古場借用）	70,000円
	事務費（印刷用紙、インク、コピー代、文具）	20,000円
	通信費（案内送付料、切手）	10,000円
	舞台費（大道具、小道具、衣装、メイク、履物、音響機材、工具、その他）	120,000円
	運搬費（軽トラレンタル、ガソリン代）	12,000円
	交通費（県外劇団員への交通費補填）・公演宿泊費	360,000円
	記録費（DVD、写真）	9,000円
	貸倉庫賃貸料（4月～）	180,000円
公演費	文芸費（著作権使用料）	30,000円
	音楽使用料（ジャスラック申請）	20,000円
	舞台人件費	470,000円
	広報費（広告・チラシ・パンフレット印刷）	40,000円
	事務費（受付用具・消毒液他）	10,000円
合計	1,351,000円	

残金 138,000円は、次年度に繰り越します。